

内閣参質第二号

昭和三十三年一月二十二日

内閣総理大臣 石橋 湛山

参議院議長 松野 平殿

参議院議員田中一君提出沖縄に在る国有財産と国土保全に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員田中一君提出沖繩に在る国有財産と国土保全に關する質問に対する答弁書

一、沖繩に所在する国有財産は、現在琉球列島米國民政府財産管理課が管理しているので現況はつまびらかでなし。

二、三、桑港平和条約第三条の規定によりその範圍内において了解が与えられているが、最終的処分については政府の特別の了解を要すると考える。

四、わが國が沖繩において保有しているとされている潜在主權(潜在的領土主權)は、いわゆる土地に対する私法上の所有權とは性質を異にするものであり、従つて單なる土地の部分的滅失添加の問題を領土主權の観点より論ずることは妥当ではない。

五、土地問題に關し一月四日レムニツア民政長官は、いかなる形式においても土地の所有權を取得しない旨発表しているので、沖繩住民の土地買上げに対する懸念はなくなつたものと考えている。

政府は四原則に表現された沖繩住民の意向を屢次にわたつて米側に伝え善処を要請した。

なお沖繩において米側が設けた制度は、沖繩が日本に返還される場合日本が容認するような制度に当然切替えられるものと考える。